

1 介護職員等処遇改善加算等に係る届出について

令和7年4月及び5月の介護職員等処遇改善加算の算定に必要な処遇改善計画書の提出期限は、**令和7年4月15日（火）**です。令和7年度の計画書等の届出様式は、山陽小野田市、かいごへるぷやまぐちからダウンロードしてください。記入例や厚生労働省ホームページの記入方法の動画を参考に記入をお願いします。なお、加算の算定区分が変更となる場合は、併せて**介護給付費算定に係る体制等に関する届出書**（介護給付費算定に係る体制等状況一覧表添付）を**4月15日**までに提出してください。

令和6年度の実績報告書は、**7月31日（木）**までに提出をお願いします。

詳しくは、山口県資料の（資料3）をご覧ください。

2 電子申請・届出システムについて

令和6年4月1日に施行された介護保険法施行規則により、介護サービス事業者等が介護保険法等に基づき行う指定等の申請や変更等の届出は、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出することが基本原則化されました。

山陽小野田市では、**令和7年1月から「電子申請・届出システム」による申請等の受付を開始いたしました**ので、「地域密着型サービス」から申請・届出をご利用ください。「電子申請・届出システム」へのログインには、**GビズID**（プライム又はメンバー）が必要となります。

詳しくは、厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」をご覧ください。

なお、「電子申請・届出システム」による提出が困難な場合は、電子メールや書面の持参又は郵送等での提出も受け付けています。

対象サービス	地域密着型サービス 総合事業サービス 居宅介護支援事業事業 介護予防支援事業
対象の申請届出	新規指定申請 指定更新申請 変更届出 廃止・休止届出 再開届出 加算に関する届出

3 令和6年度末で経過措置が終了する事項について

(1) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。⇒**感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、基本報酬を減算する。**

(2) 身体的拘束等の適正化の推進

短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。⇒**身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。**

(3) 「書面掲示」規制の見直し

事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。⇒**令和7年度から義務付け**

4 算定体制届出等の手続きについて

介護給付費算定に係る体制等（加算及び減算）を変更するときは、**介護給付費算定に係る体制等に関する届出書並びに介護給付費算定に係る体制等状況一覧表及び添付書類を提出してください。**加算の場合の算定開始日は、次表のとおりですが、**令和7年度の4月及び5月の算定開始は4月15日（火）までとします。**減算の場合は、速やかに変更の届出を行い、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から、その算定を行わないでください。

サービス種類	届出受理日	算定開始日
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援、介護予防支援 介護予防・生活支援サービス（総合事業）	毎月15日以前	翌月
	毎月16日以降	翌々月

認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型 共同生活介護	毎月1日	この月
地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	毎月2日以降	翌月

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等の様式は、市ホームページに掲載しています。

○サービス提供体制強化加算について

サービス提供体制強化加算については、原則として常勤換算方法により算出した前年度（ただし、3月を除く。）の職員の割合により、加算を算定できるかどうかを判定します。

サービス提供体制強化加算を算定している事業所は、引き続き同じ区分の加算が算定できるかどうか、前年度の実績を計算して確認を行い、記録してください。

その結果、加算を取り下げたり区分を変更したりする必要がある場合は、速やかに届出をお願いします。（変更がない場合は、確認書類の提出は不要です。）

5 運営規程等に記載する従業員の員数に関する取り扱い等について

令和3年4月の介護報酬改定により、介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルール解消を図る観点から、運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、「〇人以上」と記載することが可能であること及び運営規程における「事業者の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届出は年1回で足りることが明確化されました。

本市においても、「〇人以上」と記載することを可能としており、運営規程の事業者の員数の変更に係る変更届は年に1回、毎年4月に変更届の提出を求めています。

つきましては、4月1日時点での人員数を前年4月1日時点と比較し、運営規程に変更があれば、変更届を市へ提出して下さい。

6 指定・指定更新申請及び変更届出等の手続きについて

(1) 指定等手続きガイドブックについて

山陽小野田市ホームページに「指定等手続きガイドブック」を掲載しています。指定・指定更新、変更届出、再開・廃止・休止届出等の各種手続きの際に参考にしてください。

令和6年4月から指定居宅介護支援事業者が市の指定を受けて「介護予防支援」を実施できるようになりました。指定は、保険者ごとに行います。

(2) 指定の更新について

介護保険事業所の指定有効期間は6年間です。指定有効期間を更新するために

は、指定有効期間の満了の日の1月前までに更新手続きが必要です。市から、指定期間の満了前に個別に通知は行いませんので、各事業所において遅滞なく手続きをしてください。なお、同一事業所で複数のサービスの指定を受けており、それぞれの指定等の有効期間が異なっている場合は、併せて更新することが可能です。

(例：介護サービスと介護予防サービスの指定有効期限が異なる場合)

(3) 総合事業指定有効期間の短縮について

令和2年1月から指定居宅サービス事業等（訪問介護事業、通所介護事業又は地域密着型通所介護事業）と山陽小野田市介護予防・日常生活支援サービス事業の第1号事業（総合事業）を同一の事業所において一体的に運営する場合は、総合事業の指定有効期間6年を一体的に運営する指定居宅サービス事業等の指定の有効期間の満了の日までに、総合事業の異なる型のサービスを同一の事業所において一体的に運営する場合は、先に到来する指定の有効期間の満了の日までに指定有効期間の短縮申出することができる取り扱いとしました。

つきましては、指定有効期間の短縮を希望される場合は、申出書様式を市ホームページに掲載していますので、申出を行う短縮後の指定有効期間の満了の日の1月前までに添付書類とともに提出してください。

(4) 届出書の提出期限及び提出部数等について

指定・指定更新申請は1月前まで、変更届出は変更から10日以内に提出してください。ただし、前記のとおり、運営規程の従業者の員数の変更に係る変更届は年に1回、毎年4月に提出してください。

また、山陽小野田市へ紙面の提出部数は、1部ですが、届出書の提出確認が必要な場合は、事業所控え（提出書類の写し）を持参していただければ、控えに受付印を押印してお返しします。

7 自己評価及び外部評価結果の提出について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所におかれましては、自己評価及び外部評価の結果を公表するとともに市へ提出をお願いします。

8 特定事業所集中減算について

すべての居宅介護支援事業所において、判定期間半年ごとの年2回「特定事業所集中減算届出書」を作成し、2年間保存する必要があります。

その結果、対象サービスの「紹介率最高法人」の割合が80%を超える場合は、正当な理由の有無にかかわらず当該届出書を市へ提出してください。

【提出期限】前期3月～8月：9/15まで 後期9月～2月：3/15まで

9 介護保険事業所の運営指導について

令和7年度の運営指導は、26事業所を予定しています。対象事業所は、各事業所へ送信しました「令和6年度介護保険事業所集団指導説明概要」に記載しておりますのでご確認ください。

10 運営指導の結果について

令和6年度の運営指導結果、[市資料1](#)を参照され、該当する項目がありましたら、自主的に改善をお願いします。

11 介護保険事故報告書の提出の徹底について

骨折の事例だけでなく、打撲や皮膚剥離・誤嚥等、医療機関を受診した場合には、事故対象者の介護記録（事故前後2日間程度）を添付の上、**速やかに介護保険係に事故報告書を提出してください。有料老人ホーム等施設入所中の利用者についても同様の対応をお願いします。なお、事故報告については、運営推進会議においても報告するようにしてください。**

また、感染症や食中毒、職員の法令違反等についても提出をお願いします。

令和6年度の事故報告書について、[市資料3](#)のとおり取りまとめましたので、今後の事故防止のためにご活用ください。

○報告様式は、山陽小野田市ホームページからダウンロードしてください。

12 介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から介護保険に関する最新情報が発出されています。

厚生労働省ホームページ、かいごへるぷやまぐち、WAMNET等に掲載されていますので随時内容の確認をお願いします。

13 山陽小野田市ホームページについて

各種情報を掲載していますので、ご覧ください。

○市ホームページトップページ⇒子育て・健康・福祉⇒介護・福祉⇒高齢者福祉

○市ホームページトップページ⇒組織でさがす⇒福祉部⇒福祉指導監査室
⇒高齢福祉課